

相続税かかるの？かからないの？

相続税とは、被相続人（亡くなった方）の遺産を受け継ぐ際に、遺産の総額が大きいとかかってくる税金の事です。

しかし遺産の全額に税金が課されるのではなく、相続税のかからない範囲が設けられています。この範囲のことを基礎控除額といいます。



基礎控除額の計算式

基礎控除額 = 定額控除 3,000 万円 + (600 万円 × 法定相続人の数)

例) 法定相続人が妻と子ども 2 人の場合 $3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人} = 4,800 \text{ 万円}$

遺産の総額が 基礎控除額以下の場合には、相続税はかかりません。

計算例の場合、遺産総額が 4,800 万円以下であれば、相続税は発生しないことになります。

遺産の総額とは、土地建物や預貯金等の財産から借入金や未払金等の債務を差し引いたものです。

自分がどれだけの相続財産を持っているのか？

相続税がかかるのか？ かからないのか？

それを知ることは相続対策の第一歩となります。。

SK